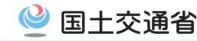
総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

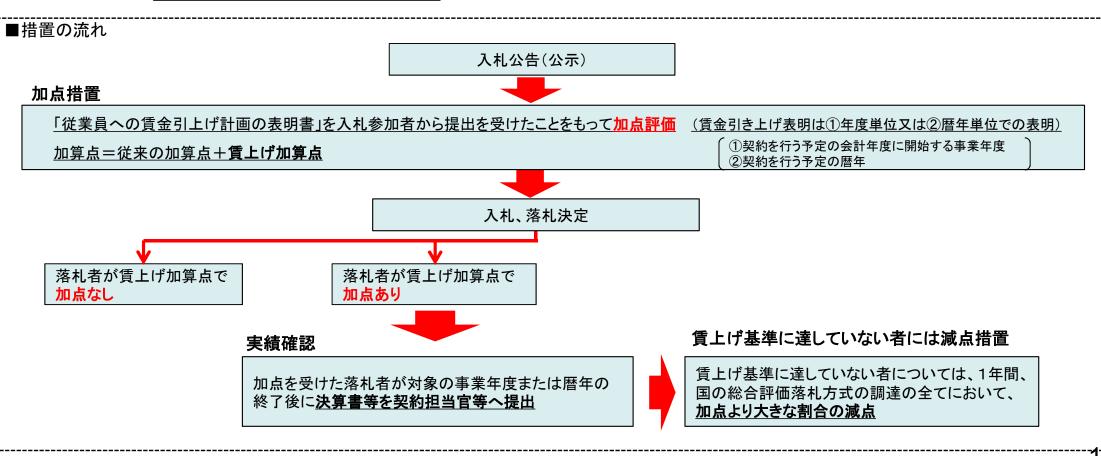


R4.9.2 一部(P8)差し替え

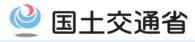
資料-3 R4.8.8通知の概要

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて ~」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、**賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置**などを検討するとされたことを受け、総合 評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、**賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う**。

- ■適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、<u>総合評価落札方式によるすべての調達</u>。 (取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- ■加点評価:事業年度または暦年単位で<u>従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価に</u> おいて加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。<u>加点割合は5%以上</u>。
- ■実績確認等:加点を受けた企業に対し、<u>事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認</u>し、<u>未達成の場合</u>はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置加点イメージ(工事の場合の例)



加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例:加算点が従来40点満点の場合:3点(3点/43点=約7%)

■加算点の配点例(国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目			評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績		より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	_	20点
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点	8点	
	同じ工種区分の 2年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
			70点未満	0点		
	表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対 象)		表彰あり	4点	4点	
			表彰なし	0点		
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性·立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点	
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点		
				0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績		80点以上	8点	· · 8点 ·	- 20点 - - -
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
			70点未満	0点		
	表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象		表彰あり	4点	· 4点	
			表彰なし	0点		

賃上げを実施する企業に対する加点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 賃上げ実績の確認の運用等について



<u>賃上げの表明を行い受注した企業に対する「賃上げ実績の確認」</u>においては、事業年度単位の賃上げを表明する場合は「法人事業概況説明書」、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」から給与等受給者一人当たりの給与総額(中小企業等の場合は給与総額)により確認するのが標準的な方法として示されている。

(事業年度単位の賃上げを表明した場合) 法人事業概況説明書

別紙3 法人事業概況説明書 F B 1 0 0 6 年 度 処理欄 年度終了後に前年度分とあわせて 契約担当官等に提出 所定の欄の値から実績の確認を行う 柳知香港(未成工事支出会

(暦年単位の賃上げを表明した場合) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

賃上げ実績の確認の運用等について

R4.2.8通知



- ○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができるとされているところ。
- ○<u>賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用</u>するため、具体的な確認書類の提出方法、「<u>同等</u> の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

〇確認書類の提出方法

- ・賃上げ実績の確認時、<u>税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実</u> <u>績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面</u>を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。
- ※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

〇「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

- ・<u>中小企業等</u>においては、実情に応じて<u>「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能</u>。
- ・各企業の実情を踏まえ、<u>継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能</u>。
- ・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、<u>適切に控除や補完が行われたもの</u>で評価することも可能。
- ※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。(具体例は次頁)
- ※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めて おり、企業の真摯な対応を期待するもの。
- ※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

同等の賃上げ実績と認めることができる具体的な場合の例 R4.2.8通知

国十交诵省

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。
 - ⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。
 - ⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。
 - ⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。
 - ⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて 評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げ を実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱い



R4.8.8事務連絡

(1) 賃上げ評価期間

- ・契約締結予定日を含む国の会計年度内の4月以降に開始する事業者の事業年度 または
 - ・契約締結予定日を含む暦年
- (2) 令和4年度において事業年度開始前に賃上げ実施する場合の特例

令和4年度において事業年度開始前に賃上げを実施する事業者にあっては賃上げ 実施月から1年間を評価期間とすることも可能。

【追加】

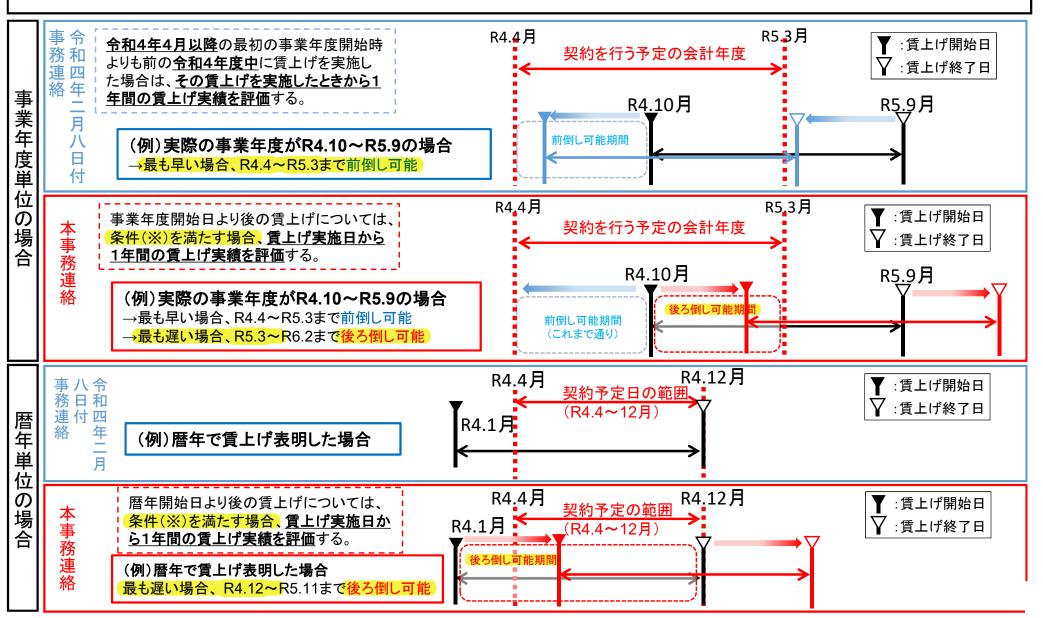
(3) 事業年度開始後に賃上げを実施する場合の特例

事業年度開始月より後の賃上げについては、下記のいずれの条件も満たす場合に賃上げ実施月から1年間を評価期間とすることが可能。

- ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること
 - ※ 暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げ が行われていることとする。
- ②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること (意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)

賃上げ実績確認期間の後ろ倒しについて

- 〇以下の2つの条件を共に満たす場合、賃上げ実績確認期間を後ろ倒すことが可能。
 - ①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること (暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが行われていること)
 - ②当該企業の例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること(意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと)



天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱い

望 国土交通省

R4.9.2 差し替え

R4.8.8事務連絡

- ○賃上げ加点措置を受け、賃上げ水準が未達成の場合には、減点措置を課すこととしているところ。
- ○天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者について、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となるよう、その典型的な事例を予め次の通り例示。
- (1)特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用 対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置 を課さないこととする。
- (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年の<u>いわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況</u> と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
- (3) (1) 及び(2) に該当しない場合であっても、次のような<u>自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類</u>とともに<u>従業員が署名した理由書</u>の提出があった場合は減点措置を課さないこととする。
 - ① <u>自然災害</u>(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - ②主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合

など

- ※(1)及び(2)に相当する減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、財務省の通知に基づき、改めて周知する。
- ※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※(1)から(3)は例示であり、これ以外の事象等については、今後必要に応じて別途通知する。